

農産物(米穀)現物先物取引価格調整表について

(平成24年10月限～12月限適用)

平成24年4月3日
関西商品取引所

本所は農産物取引運営委員会米穀部会での検討結果を踏まえ、平成24年10月限～12月限に適用される価格調整表を別添のとおり制定しました。

(注) 平成25年1月限以降に適用される価格調整表は、本年6月末までに農産物取引運営委員会を開催し検討する予定としています。

以 上

農産物(米穀)現物先物取引価格調整表

平成24年10月限以降適用

平成24年3月30日制定

関西商品取引所
正味60kgにつき

No.3

品種銘柄	産地	地区	平成24年産		平成23年産		供用期限
			1等	2等	1等	2等	
			調整額	調整額	調整額	調整額	
標準品	平成24年産北陸産コシヒカリ(石川県産及び福井県産をいう。) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律「米トレーサビリティ法」に基づく記録がなされかつ産地情報の伝達が可能な米穀であって、農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米1等合格品(正味30kg紙袋入)						
供用品	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律「米トレーサビリティ法」に基づく記録がなされかつ産地情報の伝達が可能な米穀であって、農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米1等及び2等合格品であって、下記に定めるもの(正味30kg紙袋入)						
コシヒカリ	石川		0	平成24年産 1等の調整額から 減額 600円	平成24年産 1等の調整額から 減額 1,500円	平成24年産 1等の調整額から 減額 2,100円	平成24年 12月限まで
	福井						
	新潟		1,300				
	福島	会津	-400				
	福島	中通り	-2,000				
	福島	浜通り	-2,000				
	茨城		-900				
	栃木		-900				
	千葉		-900				
	長野		-200				
	富山		100				
	三重		-300				
	滋賀		-300				
	京都		-300				
	兵庫		-300				
	鳥取		-300				
	島根		-300				
	岡山		-300				
	山口		-300				
	熊本		0				
その他府県産		-1,000					

【附 則】

- 供用期間は、本表に特に定めのあるもののほか平成24年12月限までとする。
- 1受渡単位は、産地・品種銘柄・等級ごとに正味30kg入り、100袋とする。
- 次の各号の一に該当するものは受渡しに供用することができない。
 - 用途限定米及び食用不適格米穀
 - 1受渡単位に異種類の包装の混入するもの及び1袋の容量を異にするものを混入するもの
 - 食品衛生法で定める残留農薬及びカドミウムの残留基準を超えるもの
 - 正味30kg入り紙袋以外のもの